

## 沼田市立中学校制服統一提案業務に係る公募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式による沼田市立中学校制服統一提案業務に係るマスターメーカーを選定するための審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 審査項目

審査の項目は、「事業者の適格性」「企画提案書」「経済性」の項目とし、審査基準については、別紙「審査基準表」のとおりとする。

### 3 審査委員会の構成

審査委員会は、次に掲げる者又はその代理をもって構成する。

(委員長) 教育部長

(委員) 沼田市立中学校制服統一検討委員会設置要綱第3条に掲げる委員

総務部長

市民部長

健康福祉部長

### 4 審査方法

審査は、プロポーザル参加者から提出された提案書類等の内容について、「2 審査項目」に規定する各審査項目に基づき採点するものとする（合計100点満点）。

### 5 選定基準

マスターメーカーの選定基準は、次のとおりとする。

(1) 評価の結果、合計点が最も高い者をマスターメーカーとする。

(2) プロポーザル参加者が1者の場合、審査委員の合計点の平均が60点を超過している場合は、マスターメーカーにする。

(3) 最も得点が高い者が複数あった場合は、②企画提案書の評価項目が最も高い者を第1位とし、更に同点の場合は、くじによりマスターメーカーを選定する。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年6月12日から施行する。

(この要領の効力)

2 この要領は、その目的を達成したときに、その効力を失う。